

コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

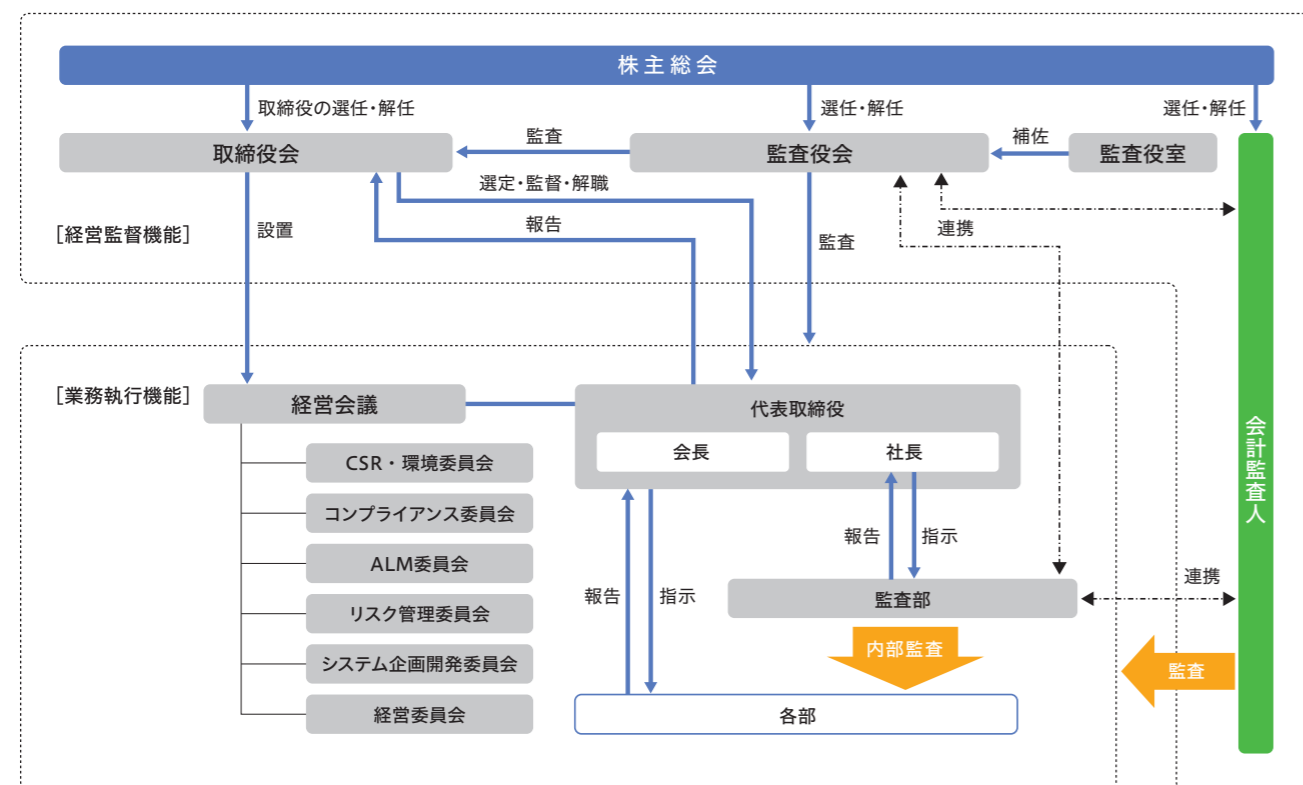
当社は、広く預金を預かるとともに、公共インフラ的性格を有するATMネットワークを保有・運営する銀行として、規律ある経営を行うことが社会的信頼に応えるために不可欠と考え、意思決定における透明性・公正性・迅速性の確保、業務執行における役割と責任の所在の明確化、経営監督機能の強化、業務の適正を確保するための体制整備及びコンプライアンス体制の充実を推進し、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を追求いたします。

当社は、企業統治の体制として監査役会設置会社を採用しています。取締役会においては、業務に精通した業務執行取締役と豊富な経験や各種分野における高い見識を有する社外取締役による意思決定を行い、かつ監査役による監査により、コーポレートガバナンスの実効性を確保しています。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりです。

■コーポレート・ガバナンスの体制

(2017年6月19日現在)



コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

当社の取締役会は、2017年6月19日現在取締役10名（うち社外取締役3名）で構成され、会社経営に関する基本方針及び業務運営に関する重要事項の決定並びに業務執行取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。

当社の監査役会は、2017年6月19日現在監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いまたは決議を行っております。

内部統制システムの整備の状況

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし、見直しを行っております。この決議内容に基づき、良好なコーポレート・ガバナンス、内部統制及び当社グループにおける業務の適正かつ効率的な運営の徹底に努めております。

コーポレートガバナンス・ガイドライン

当社では「基本的な考え方」の実践のため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆さまへの説明責任を果たすため、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しております。コーポレートガバナンス・ガイドラインは当社WEBサイトに掲載しております。

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

当社のコーポレート・ガバナンスや施策の実施状況を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所に提出し、当社WEBサイトにも掲載しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況に関する詳細は当社WEBサイトに掲載の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載しております。

<http://www.sevenbank.co.jp/ir/management/governance/>

コーポレートガバナンス・ガイドライン

コーポレート・ガバナンスに関する報告書

